



平成 2 7 年 1 0 月 5 日

各 部 局 長 等 様

流山市長 井崎 義治

平成 2 8 年度予算編成について（示達）

このことについて、別紙「平成 2 8 年度予算編成方針」に従い、予算を調製するよう示達する。

平成 2 8 年度予算編成方針

1 はじめに

本年 8 月の政府の月例経済報告では、「景気は、このところ改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としているが、その先行きについては「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要がある。」と指摘している。

このような状況の下、去る 7 月 2 4 日に決定された国の「平成 2 8 年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針」では、来年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5（骨太方針）」で示された「経済・財政計画」の初年度の予算であり、「手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組む。」とされ、骨太方針や日本再興戦略等を踏まえた諸課題に対応するために、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、予算の重点化を進める方針が示された。

地方財政についても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、「平成 2 7 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

また、地方創生関係予算として、自治体向けに新設する新型交付金の予算として、1,080 億円が概算要求に盛り込まれ、地方負担を合わせた事業費ベースでは、2,160 億円とされていることから、今後も国の動向については、十分に注視する必要がある。

2 本市の財政状況

つくばエクスプレス沿線を中心とした都市基盤整備を進める中、共働き子育て世代を中心として、本市の人口は、依然増加傾向にあり、平成 2 7 年 1 0 月 1 日現在の常住人口は、約 1 7 . 4 万人となった。

平成 2 6 年度決算における市税収入は、前年度比約 3 . 2 % 増の約 7 億 4 , 7 0 0 万円の増加となり、明るい兆しもある。

しかし、社会保障経費、少子化対策関連経費及び防災面を含む都市機能の維持・向上のための都市インフラの整備・更新に関わる経費は、より大きなものになる。

このような中、平成 2 8 年度は、後期基本計画下期実施計画の初年

度となる。

計画では、人口増加に伴う社会保障関連経費が増加する中で、適正な受益者負担を求めるとともに、引き続き将来需要に対応するための社会資本整備や、平成27年度に策定された公共施設等総合管理計画にそった公共施設の改修事業など、各基金からの繰入や、財政規律を遵守できる限界までの地方債を見込んでいるが、歳出拡大による収支不足が懸念されるところである。

このような状況の中、限られた財源で市民サービスの拡充を図るためには、行財政改革の視点に立った効率的、効果的な事務執行に努め、事業内容の見直し等による徹底した歳出の削減を行うことが不可欠となっている。

3 予算編成の基本方針

このように、依然として厳しい財政状況の中で、平成28年度の予算編成を行わなければならない。

平成28年度は、後期基本計画における「下期実施計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合計画（素案）」の初年度にあたり、都市イメージ『都心から一番近い森のまち』を実現するとともに、地方創生を進めるために計画に基づく事業を、積極的に展開する必要がある。

しかし、下期実施計画では、社会資本整備や施設改修事業等が計画されており、可能な限りの地方債の発行を見込んでいる。

また、児童運営費や子ども医療費などの扶助費の増加は、人口増加に伴い、過去最大の伸びを見込んでおり、財政調整積立基金をはじめとした各特定目的基金の取崩しを見込むなど、財源の確保が厳しい状況にある。

各部署局長は、こうした本市の財政状況及び、本方針を十分認識した上で、部局の最高責任者として適切なマネジメントを行い、責任を持って平成28年度の予算編成に臨むこと。

4 主要な観点

(1) 各種条例の理念に沿った予算編成

「流山市自治基本条例」の基本理念を念頭に置き、「市民参加条例」、「議会基本条例」の趣旨を十分に認識し、市民参加による市民自治が更に確立されるよう、真に市民目線に立った予算とする。

さらに、平成26年度に策定された「高齢者支援計画、障害者

計画、障害福祉計画、子どもをみんなで育む計画、公共施設等総合管理計画などの個別計画との整合を図ること。

また、市議会からの指摘・要望事項に対し、実施及び検討する旨の答弁を行ったものについては、担当部署で説明責任が果たせる予算編成とすること。

(2) 事業の見直し

予算要求に当たっては、再度、事業の精査（廃止、見直し、再構築等）に努めること。また、既存事業の継続や従前の執行方法の堅持に固執することなく、その効果・成果・必要性の検証を必ず行い、事業内容の見直しに努め、真に必要な事業を予算要求すること。

(3) 財源の確保

歳入の中心となる市税については、財源確保や税負担の公平性の観点から課税客体を的確に把握するとともに、徴収率の更なる向上に努めること。

使用料及び手数料については、住民負担の公平性の観点から適正な金額を見積もり、料金の見直しについても検討を行うこと。

未利用財産の有効活用や庁舎等における広告掲載を積極的に行う等、職員の一層の努力により自主財源の確保に努めること。

国庫支出金や県支出金は、関係機関からの情報収集を積極的に進め、制度の廃止・縮減等による減収額を適切に反映させるとともに、国、県それぞれの交付基準に基づいた補助対象事業、補助率、補助基準等を改めて的確に把握し、確度の高い見込み額の計上に努めること。

国・県の補助事業については、「骨太の方針2015及び『日本再興戦略』改訂2015」等を踏まえた特別枠「新しい日本のための優先課題推進枠」に対して、各省庁が概算要求しており、特に、新たに創設される地方創生に係る新型交付金については、「まち・ひと・しごと創生総合計画（素案）」を踏まえ、対象事業や配分方法など国の制度設計の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように要望すること。

つただし、補助事業であることを理由に、安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しとなることのないように十分留意すること。

(4) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による「健全化判断比率」、及び「新公会計制度」による財務4表における連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

(5) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。

予算編成上の留意事項

1 一般会計に関する事項

(1) 一般的事項

ア 平成28年度の予算編成に当たっては、制度改正等特殊な事情があるもの以外は、原則として現行の行財政制度に基づいた通年型予算の編成を行うものとするが、今年度も、国において経済対策に伴う大型補正予算が組まれる可能性もあり、該当する事業については補正予算での対応も想定し、いわゆる「15か月予算」として編成する事も視野に入れること。

すべての職員は、今後の国や県の予算編成の動向を十分注視し、その内容を的確に把握し、該当するものについては活用し、積極的な財源の確保に努めること。

当初予算計上にあたっては、すべての事業において、事務事業評価の結果や決算状況等を分析・検証することにより、その必要性や内容を精査し、当初予算に計上漏れが出ないように留意すること。

また、歳入予算についても適正な見積りのうえ計上すること。

イ 平成28年度予算における事業単位については、平成27年度を基準とした事業単位で行うこととする。したがって、原則として経常的事業、政策的事業の区分、事業番号の変更は行わないこととする。事業単位の集約又は分割についても同様とする。

ウ 予算見積りに当たっては、仕様書の精査や見直しなどを行い、市外1社を含めた計3社以上（入札案件については指名参加登録している事業者）から見積徴取を行うとともに、必ず日付、金額、代表者印のあるものを徴取し、明細書を添付すること。

また、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にするとともに、見積内容の精度を高めること。見積書は予算査定時に提示するものとし、仕様の見直し検討内容について説明を行うこととする。守らない場合は、予算要求を認めないので十分に留意すること。

エ 各種事業の予算計上にあたっては、関係法令、条例、規則及び各種計画等の内容を十分に把握するとともに、事務事業の計画的

な執行に配慮すること。

特に、地方自治法第222条の規定に基づく、条例と予算の整合性については、十分に留意すること。

オ **継続費、債務負担行為の設定については、財務規則第11条の規定により各見積書を提出することとなっているため、予算見積書の提出とあわせて提出し、財政担当部課長及び総務課長の合議を経て、査定時に説明すること。**

また、**原則として年度途中の債務負担行為の設定は認めないので、必ず当初予算に計上すること。**

カ 特定事業者と随意契約している案件については、特別な理由がない限り認めていないので、競争入札制度に切り替えること。また、経過について査定時に説明すること。なお、**例外として随意契約とする案件については、契約担当課と事前協議を行うこと。**

キ 環境マネジメントシステム（エコアクション21）及び、地球温暖化対策実行計画に基づく取組みを推進するとともに、特にグリーン購入法適合商品の購入については、消耗品などの既存経費の内容について再点検し、予算要求段階から配慮すること。

（3）歳入に関する事項

ア 市 税

市税については、地方税制度の動向等に十分留意し、課税客体的確な把握と徴収率の向上を図り、過去の実績、決算の推移等を見極め、的確な収入額を見積もること。また、市税の徴収率の向上を図るための具体的方策について検討し、実施を図ること。

今後、国の方針により制度改正が行われる可能性もあるので、その動向に十分に注意すること。

イ 使用料・手数料、分担金・負担金

使用料・手数料、分担金・負担金については、市民負担の公平性確保の観点と、受益者負担の原則に立って、その実態を的確に把握するとともに、社会経済情勢、**国の基準**、当該事務事業に要するコストとの関係等の見直しを行い、適正な料金・料率の

設定に努めること。

保育料、市営住宅使用料等の徴収については、より適切に行うものとし、徴収率の向上を図ること。

特に、行政財産にあつては、その管理を厳格に行い、適正な使用料の確保に努めること。

ウ 保険料

市税と同様、各種保険料の徴収率が向上するように、具体的方策を担当課において十分検討し実施すること。

エ 国・県支出金

今後の国・県の施策の動向に注視するとともに、市の施策、事業の内容・効果を十分に検討し、補助対象事業の選択や新規開拓を積極的に行うなど、財源の確保に配慮し見積もること。

また、摘要名称は、前年度の名称をそのまま鵜呑みにすることなく、根拠法令などにより1件1件確認し、正規の名称とすること。

オ 財産収入

計画的かつ適正な運用及び、積極的な処分により、収入の確保に努め、年間収入見込額を見積もること。

特に、普通財産の無償貸付は、受益者負担の原則に立ち、適正な貸付料の設定を図ること。

カ 市債

後年度負担を考慮し、財政の硬直化を招かないようにするため、極力抑制に努めること。市債の発行を予定する場合には、国費や県費の補助があるもの、地方交付税措置のあるものなど、現行の地方債制度の中で厳選し、起債額の積算にあたっては、情報収集等により精度の高いものとするよう努めること。また、補正予算債については交付税措置があり、充当率も高いことから、積極的に活用すること。

なお、市債を財源とする事業においては、必ず財政調整課と事

前に協議すること。

キ その他の収入

諸収入については、前年度実績を踏まえた確かな収入見込額を計上し、講座等の実施に当たっては、受益者負担の原則に立ち、適正な受講料などの設定に努めること。

その他、歳入については、過去の実績等を十分に分析、勘案し、的確な年間収入見込額を見積り、過大見積りは絶対に避けること。

また、講座等の受益者負担額は、忘れずに歳入に計上し、支出はその講座等に係る費用の総額を計上し、歳入額の用途を明確にすること。

(4) 歳出に関する事項

ア 政策的経費

国費及び県費補助採択の可能性を十分検討するとともに、国・県補助対象事業となるよう、**部局長自らが国や県に直接足を運ぶ等積極的に働きかけること。**また、後年度の負担を踏まえて事業規模、積算根拠等十分精査した上で、必要な経費を見積もること。

下期実施計画（素案）に位置付けされた事業のみ予算要求できるものとし、部毎の一般財源ベースの範囲内とする。その他の予算要求は、原則として一切認めないものとする。

なお、議会からの要望等により、一般財源ベースの範囲内を超える場合は、その理由を明らかにし、総合政策部長及び企画政策課長の合議を経て、副市長までの決裁を得た上で、財政調整課に提出すること。

なお配当額は、平成27年7月31日付け各課連絡「下期実施計画4か年における政策的事業一般財源部局別枠配当について」を参照すること。

イ 経常的経費

経常経費の枠配当については、平成28年度は平成26年度及び平成25年度の平均執行率並びに平成27年9月末現在の予算

現額を参考にした。

また、例年増加が認められる扶助費や物件費などの一部の経費については、増加分を見込んだ配当とした。このため、枠を超えた要求は、原則として一切認めないものとする。

配当額を超えた事業については、担当者査定において配当額まで減額するものとする。ただし各部局長は、事業内容を精査し、配当額により事業の実施が困難な場合は、その理由を明らかにした上で、財政部長、財政調整課長に復活要求を行うこと。

なお、配当額は、別途、財政調整課から通知する。

ウ 人件費

人件費は、定員適正化計画に定められた職員数に配慮するとともに、審議会運営の効率化を図り、人件費の抑制に努めること。

組織・機構の簡素合理化と併せ、施設の設置及び管理運営のあり方等を検討し、事務執行の効率化と人件費の抑制を図ること。

エ 物件費

物件費の増加が著しいことから、経費の見積もりに当たっては、効率的で無駄のない実効性の高い施策の構築を目指し、執行方法の改善を進めることにより、削減を図ること。

特に、IT関連事業等の業務委託については、その委託内容、必要性について徹底した検証をすると共に、専門性が必要なものに限定すること。

なお、計画の策定や見直しのためのコンサルタント業務委託等については、原則認めない。ただし、各事業で必要と判断する場合には、市長・副市長査定で説明すること。

オ 扶助費

制度ごとに国、県の基準額の動向及び対象実人員等を的確に掌握するとともに、前年度実績等を踏まえ計上すること。

市単独事業で扶助費的性格のものは、個々の所得に応じた支給制限を設けることやその審査を厳密に行う等、積極的に見直しを図ること。

社会保障の充実に係る事業について、新たに市町村事務が発生する可能性があるので、国・県の動向を十分注視し、予算計上漏れが起きないように留意すること。

カ 負担金・補助金

補助金については、補助金等審議会からの答申及びヒアリングの内容等を十分に斟酌し、予算要求すること。

予算要求に当たっては、「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」に、これまでの答申内容を十分に斟酌し、担当部局の考えや対応方針について簡潔明瞭に必ず記載し提出すること。

なお、答申で評価を受けた補助金については、これまでの実施内容を徹底して検証し、答申を反映させた予算要求を行うこと。

負担金及び補助金については、支出の根拠、効果等を検証したうえで計上すること。

なお、予算要求にあたっては、支払先団体の収支決算書又は税務署に提出した各種申告書の写し等、団体の収支状況が確認できる書類を必ず添付すること。

収支決算書等がない団体に対する負担金、及び補助金については原則として予算計上を認めない。

キ 継続費の設定

2か年以上にわたり支出を伴う事業について設定すること。また無理な工期等により、繰越事業とならないよう継続費を設定すること。

ク 債務負担行為

債務負担行為については、計上年度以外に変更することができないことから、内容を十分に精査し計上すること。また、安易な計上は、後年度の財政を圧迫することとなるので、厳に慎むこと。

なお、今後の消費税及び地方消費税の改正に対応した限度額の設定を行うこと。

2 特別会計及び企業会計に関する事項

- (1) 一般会計に準じて予算を編成するものとし、収支の均衡を図り**独立採算を原則**とし、適宜、適切な料金（料率）等への見直しと経営の合理化を図り、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努め、**安易に財源不足を一般会計に依存しないよう留意**すること。
- (2) **一般会計からの繰入金については、下期実施計画（素案）に位置付けられた各会計別繰出金の範囲内とする。**
- (3) 予算編成に関しては、国、県の制度の改正に留意し、的確な予算対応を図ること。
- (4) 特別会計、企業会計においても、一般会計と同様に健全な財政運営を目指すことを念頭に予算編成を行うこと。

3 その他の事項

- (1) 市民要望及び議会、監査からの指摘・要望あるいは約束事項については、その内容を十分検討し、反映するよう努力すること。
- (2) **予算見積書の提出については、計上漏れがないよう留意し、所属長は細部にわたって精査すること。予算見積もりを行うにあたっては、事業費の執行状況や事業の成果、必要性等を分析、精査し、安易に前年度の予算見積書を参考にした作成を行わないこと。**
- (3) 事業目的、内容若しくは所管部署の関係から、予算科目が適当でないと判断される場合には、予算要求書を作成する前に財政調整課と協議すること。
- (4) **平成28年度予算編成については、以上の事項に留意するほか、別記の「予算編成基準」を参照するとともに、**財政調整課からの指示等により見積書を作成すること。